

NPO 法人住まいのホームドクター／設計者の会
460-0017 名古屋市中区松原 1-17-6 朝日軒ビル3階

HD ニュース

No. 60
2018. 5. 18

今後の予定／於：事務所会議室

5月17日(木) 18:30～ 木造技術研究会

6月19日(火) 18:00～ 相談委員会・

既存住宅調査技術部会

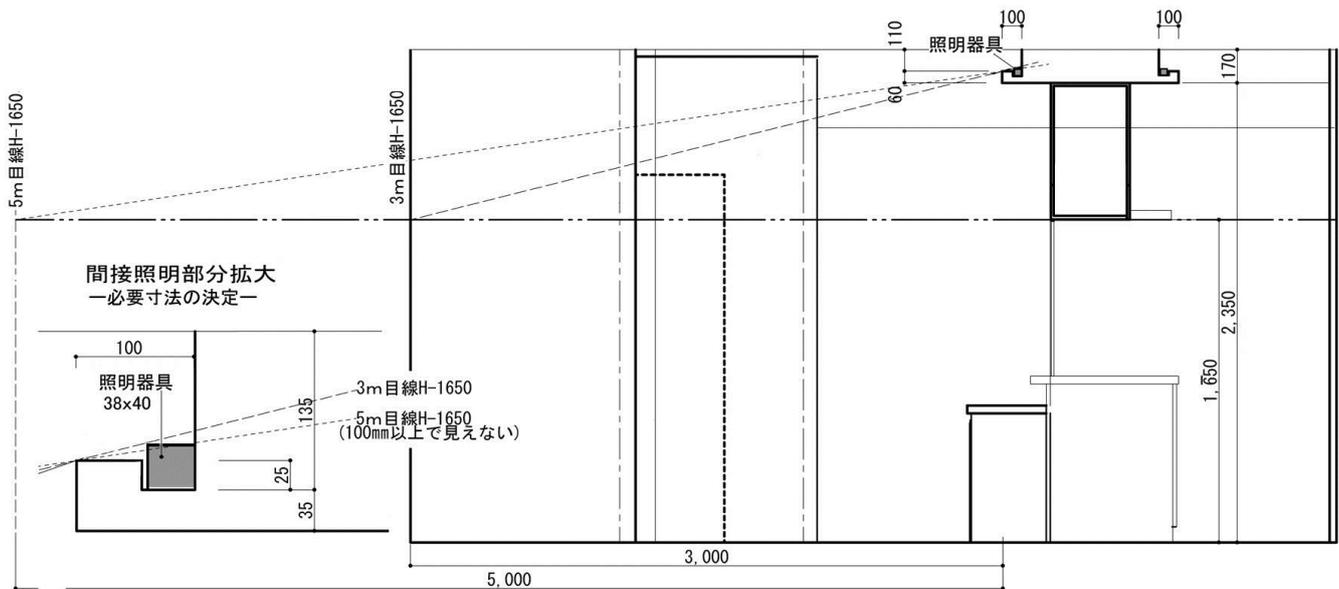
6月19日(火) 19:00～ 研修会

6月21日(木) 18:30～ 木造技術研究会

7月3日(木) 18:00～ 三役会

間接照明

副理事長 澁谷道子



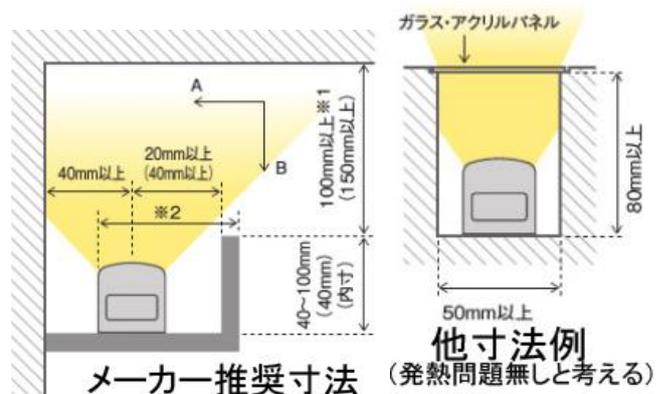
インテリアコーディネーターの仕事の話です。
最近のインテリアではダウンライトを多用して、さらに間接照明で華やかさを演出するのがトレンドになっています。



(1) キッチンの天井間接照明

アイランド型のキッチンなので天井にアクセントをつけるために幅900mm高さ170mm程天井を下げ下端にダウンライトを並べ、廻りに間接照明を回している。吊棚にガラスラック、棚の下にも厚さ19mmのダウンライトを埋め込み手元灯兼用。

下がり天井の間接照明の光源が見えない様にするためちょっと気をを使う。

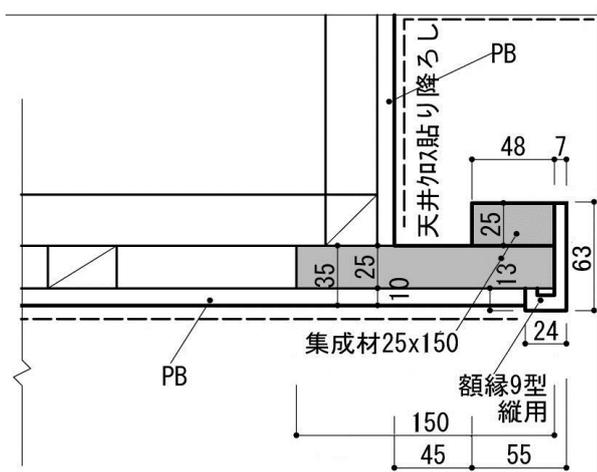


上図はメーカーの推奨納まりだが、この通り造ると住宅の中で、埃が溜まっても掃除の不可能な場所を造ってしまう。

右の図を見ると熱の問題は無さそうなので、光源の部分だけを出して廻りを囲い、フラットになる納まりを考える。

廻りから光源が目に入るのは恥なので、立った時の目線の高さを1650mmに設定して3m・5mで、器具をどれくらい奥にして／どれくらい埋め込めば目に入らないかを作図で決定する。

本紙バックナンバーは当会のホームページ<http://www.sumaidoctor.or.jp> からご覧いただけます



4日後にはその箇所を施工したいので、すぐに手に入る材料でどういう風にすればその寸法が造れるかを考えて、材料の発注を依頼する。

(2) 洗面室間接照明

これは失敗の例。間接照明の失敗は、光源が目に入る・光源が床や壁に映りこむ・カットオフラインが出る（光源のカバーの影）といったものだが、思いがけないことで顔を覆う羽目になった。

画像では点灯していないが、左右の天井にダウンライトを配置・上部の間接照明が顔を明るく包むの

に有効・下部の間接照明は手元を明るくするのにあったほうが良い、と計算してプラン。出来上がったところを見に行ったら、ホワイトのカウンターの反射で下部の明るさが想定よりずいぶん明るい。



ここは座って化粧をするコーナーなので、その位置では…顔がホラー映画で下から照明をあてたオバケの状態だった。

まだ工事中で皆、立ってこれを見ているので誰も気が付いていなかったが、ごめんなさいを言って半分のルクスの器具に取り替えてもらうことにした。取り替えてもらって、まあまあの明るさのバランスになったのが先週の話。

建築基準法について思うこと

細井政市

建築基準法は建築士法とともに昭和 25 年（1950 年）5 月 24 日に公布されました。



参考写真の左は私が大学で建築計画の講座受講の

ために購入した普及版テキスト（昭和 41 年<1966 年>版/厚さ 1.4cm）で、当時 130 円でした。殆ど読まないうちに卒業を迎えました。写真の中は私が建築士試験を受ける時に、「試験場持込可」ということで購入した普及版（昭和 48 年<1973 年>版/厚さ 2.0cm）で当時 300 円でした。この法令集は真剣に何度も読み返した結果、真っ黒になり、製本がボロボロになりました。この当時は、基準法については自信を持って法令解釈ができたと思っていました。そして写真右は、某住宅新築の確認申請にあたり、改めて基準法を勉強しようと思立って購入した普及版法令集（平成 14 年<2002 年>版/上下巻合計厚さ 8.5cm）で¥3,990 円（消費税とも）でした。

その厚さ、益々難解、複雑になった条文に驚くばかりで、現在までも一度も通読すらできていません。

何故、建築基準法令は、こんなにも難解複雑、読解困難な文章に書かなくてはならないのでしょうか。優秀な国家公務員が作っている文章だから、法令の意味、内容を熟知しているのもっと平易にまとめることができるはずだと思います。それを敢えてしないのは、法令解説書、手引書が沢山売れることを期待しているのかと、勘ぐりたくなります。

第一条だけは、当初から内容が変わっていない様子で、私でも理解できる文章になっています。ここで、建築基準法は「国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資する最低の基準」だと表記されています。しかし、最近の法改正では必ずしも最低ではなくて、過剰ともいえる法令が頻発されているように思います。

住宅について考えれば、排煙設備は戸建住宅であれば、床面積が 200 m²を超えても必要ないと思います。火災時には、高窓を開放しているより先に屋外に避難することの方が、人命保護のためには大切だと思います。日本の伝統的な家屋は昔から、日照、通風、採光は自然のものを目一杯生かされる様式、構造、間取りの省エネ住宅になっていました。それを何時の間にか、住宅は「気密住宅に限られている」かの如くに、全ての住宅に 24 時間換気を義務付けるようになりました。その上、最近では“省エネ”を旗印にして、天井、外壁、床等の構造を断熱材で充填し、窓など開口部も構造種別により遮熱性能等を定め、建材も決まったものの中から選択して設計すべく義務付けられました。建築の各部分の面積計算

をし、素材毎の熱貫流率を計算し、合計数値でもって基準値をクリアさせることになりました。これは非常に面倒な計算をしなければならないので、建築設計が益々複雑怪奇になってしまいました。

また一方では、採光面積算定に関してはかなり前から規定が緩和されたため、昔は窓が小さくて床面積の 1/7 の有効採光面積の得られなかった住宅でも、現在の基準法では建築可能となっています。これは、前述の省エネ住宅基準を見越して、小さな窓が選択されるように先行して決められたのでしょうか。今後は街中に、まるで北欧の冬季に十分な日照が得られず、過酷さ極まる寒冷地に立つような、小さな開口部しか持たない建築が増えることでしょうか。高温多湿の日本の風土には、全く合わない建築です。蒸し暑い日本にあって、昼間でも薄暗く風通しの悪い住環境では、病人が沢山生れるでしょう。

およそ、住宅の居住性や快適性（住み心地）等は、数値で表示することは不可能だと思います。これで地球環境が改善され、温暖化が制御されるとはとても思えないし、建築基準法の「生命、健康の保護」は到底満足できなくなるものと思われま。

こんな法令に縛られて建築設計に当たっている建築士たちの日頃の苦勞を憂い、彼らが生み出す将来の日本住宅などの質がどんどん低下してしまうのではないかと危惧する昨今です。

■相談委員会 4/17 18:00~19:00

インスペクションについての事業化、経緯説明、他団体との協働の可能性、仕組み、についての協議。電話相談報告。無料電話相談の担当者決め。

■研修会 4/17 休講。内海の廻船問屋内田邸見学を計画中。

■木造技術研究会 4/19 18:30~20:30

「木造伝統工法の実践講座」講師：谷川照雄
研修旅行日程は、10月21日(日)・22日(月)に変更。

■既存住宅調査技術部会 5/10 18:00~19:30

新規事業としての位置づけとする。般社団法人/住まい支援機構との連携を図る。仕組みについては、当会事務局が依頼を一旦受け、候補者に振る。依頼主と担当者の直接契約になる。中間事業者は挟まないこととし、条件が守らなければ事業から撤退する。機器使用料などの名目で、当初 10%を事務局へ納める。6月以降に名簿を作成。次回は6/19。

■三役会 5/10 19:30~20:30

会員状況・収支報告、HP・HD ニュースについて、事業活動の強化について、など。